

令和3年(ワ)第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原告 江藏 智

被告 東京都

意見陳述書

2023年3月27日

東京地方裁判所民事第16部乙B係 御中

原告 江藏 智

1. 悔しい苦しい中だったが…勇気づけられた

産院で取り違えられたことを知ってから、生みの親が分からないこと、自分が何者なのか分からないことに苦しみました。今まで東京都に話しても、墨田区に話してもわかってくれませんでした。生みの親を知ることは、そんなにいけないことなのか、自分は間違っただけをしているのかと、20年近く自問自答し、それでもあきらめきれずに苦しんできました。

今回初めて、専門家の先生方から「あなたは人として間違っただけをしようとしてはいない。むしろ人として当然の思いを訴えている」と励まされ、勇気づけられたような気持ちになり、本当にうれしく思いました。

2. 専門家の意見を聞いて

法政大学の建石先生からは「子がその出自を知るということは、人間としてのアイデンティティ確立に欠かせず、あらゆる人権の出発点」で、判例や国際人権基準からも当然認められるべきという指摘をいただき、とても納得しています。本当にありがたいご指摘をいただいたという気持ちです。

また、これまで入手することが全く認められてこなかった墨田区の戸籍受付帳ですが、そこには私と取り違えられた相手の「出生」に関する情報があり、その情報を特定するためには他の第三者の情報も含めて入手して調査するしか無い以上、弁護士の三宅先生からは「本来は可能性のある情報全体について個人情報として入手することが可能である」というお話を、本当に丁寧にいただきました。その話を聞いた瞬間、今まで私の胸に重く塊のようにあったモヤモヤが、スーッと落ちていきました。あの瞬間のことは今でも鮮明で覚えていて、忘れることができません。

3. 裁判所へのお願い

私の身勝手な独りよがりの思いではないはずだと信じて、今まで進んできました。一緒に暮らした母親は、今年91歳になります。施設での生活を余儀なくされていますが、やっと真実を知ることができる可能性の光が見えたと話してあげられるという思いです。

日本のどこかで、私の生みの親が今どうなっているのかは想像もつきませんが、とにかく残された時間は限られています。同じような悲劇を生まないために、また人として当然の権利が保証されるためにも、今回の2人の専門家の方々のご指摘は本当に貴重で、ありがたいと思っております。

裁判所には是非、このご指摘に耳を傾けていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

以上